

○経済産業省令第十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーターに係る次に掲げる修理（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴わないものに限る。）

イ 料金計算機能に係る電気回路部品の取替

え

ロ 料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み

「削る」

(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

- 一 質量計に係る次に掲げる修理

イ 非自動はかりに係る水平調整ねじ、目盛り、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え

ロ 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え

ハ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格 B 七六〇七(二〇一八)附属書に掲げる軽微な

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ 非自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) 水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は  
下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は  
取替え

(2) 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修  
又は取替え

ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) ホッパースケールに係る日本産業規格  
B七六〇三(二〇一九)附属書に掲げる軽  
微な修理

修理

二 皮革面積計の踏み板、テーブル、留めつめ  
又はリボンの補修又は取替え

〔新設〕

〔新設〕

---

(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格

B七六〇四―一(二〇一九)附属書に掲げる軽微な修理

(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格

B七六〇六―一(二〇一九)附属書に掲げる軽微な修理

(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格

B七六〇七(二〇一八)附属書に掲げる軽微な修理

三 皮革面積計に係る踏み板、テーブル、留め  
つめ又はリボンの補修又は取替え

「削る」

---

三 積算体積計に係る次に掲げる修理

イ 水道メーター又は温水メーターに係るス  
トレーナー又はパッキンの取替え又は清掃

---

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

---

ロ 燃料油メーターに係るストレーナーの取

替え又は清掃

ハ 液化石油ガスメーターに係る次に掲げる

修理

(1) ノズル先端部のパッキンの取替え

(2) ストレーナーの取替え又は清掃

ニ ガスメーターに係る次に掲げる修理

(1) 潤滑油の取替え又は補充

(2) 差圧測定用配管、差圧計又はコックの

取替え

(3) 羽根車又は回転子の清掃

(4) ストレーナーの取替え又は清掃

(5) 油面窓の汚れの補修又は取替え

四 積算体積計に係る次に掲げる修理

イ 水道メーター又は温水メーターに係るス

トレーナー又はパッキンの取替え又は清掃

ロ 燃料油メーターに係るストレーナーの取

替え又は清掃

ハ 液化石油ガスメーターに係る次に掲げる

修理

(1) ノズル先端部のパッキンの取替え

(2) ストレーナーの取替え又は清掃

ニ ガスメーターに係る次に掲げる修理

(1) 潤滑油の取替え又は補充

(2) 差圧測定用配管、差圧計又はコックの

四 アネロイド型圧力計に係る透明目盛覆板の

取替え

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

取替え

(3) 羽根車又は回転子の清掃

(4) ストレーナーの取替え又は清掃

(5) 油面窓の汚れの補修又は取替え

五 アネロイド型圧力計に係る透明目盛覆板の

取替え

六 積算熱量計に係るストレーナーの取替え又

は清掃

「削る」

「削る」

七 照度計に係る次に掲げる修理

イ 受光部を除く外箱の補修

五 積算熱量計に係るストレーナーの取替え又

は清掃

六 照度計に係る次に掲げる修理

イ 受光部を除く外箱の補修

ロ 受光部のコードを除くコードの取替え

七 騒音計に係るマイクロホンコードを除くコ

ードの補修又は取替え

「新設」

ロ 受光部のコードを除くコードの取替え

八 騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え

九 振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔新設〕

八 振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え

九 濃度計（酒精度浮ひようを除く。）に係る次に掲げる修理

イ 配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え

ロ 光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え

ハ プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）



十 濃度計（酒精度浮ひようを除く。）に係る次に掲げる修理

イ 配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え

ロ 光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え

ハ プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限

る。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限

十 電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

る。

十一 電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え

十二 外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外

箱その他の部品の補修又は取替え

2 「略」

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

一 タクシメーターに係る次に掲げる修理

イ 「略」

ロ 料金計算機能に係る電気回路部品(当該

タクシメーターの性能及び器差に著しく

十一 外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え

「新設」

2 「略」

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

一 タクシメーターに係る次に掲げる修理

イ 「略」

ロ 料金計算機能に係る電気回路部品(当該

タクシメーターの性能及び器差に著しく

---

影響を与えることのないものに限る。)の  
取替え(タリフ定数の設定部の封印の除去  
を伴うものに限る。ハにおいて同じ。)

ハ 料金計算機能に係るプログラム若しくは  
設定値の書き込み

ニ 記憶素子その他の記録媒体への運賃計算  
に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子  
その他の記録媒体の取替え

ホ 〔新設〕  
タリフ定数を印字するための印字装置の  
補修又は取替え

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ 〔略〕

---

影響を与えることのないものに限る。)の  
取替え

ハ 記憶素子その他の記録媒体への運賃計算  
に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子  
その他の記録媒体の取替え

ニ 印字装置の補修又は取替え

〔新設〕

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ 〔略〕

ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) ホッパースケールに係る日本産業規格

B七六〇三(二〇一九) 附属書に掲げる  
簡易修理

(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格

B七六〇四(二〇一九) 附属書に掲げる  
簡易修理

(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格

B七六〇六(二〇一九) 附属書に掲げる  
簡易修理

(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格

ロ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格 B

七六〇七(二〇一八) 附属書に掲げる簡易  
修理

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

B七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる

簡易修理

へ [略]

三十三 [略]

2 [略]

様式第66（第54条関係）

[略]

備考

1・2 [略]

[削る]

へ [略]

三十三 [略]

2 [略]

様式第66（第54条関係）

[略]

備考

1・2 [略]

3 別紙の様式によるものは、所定の用紙を使用すること。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。